

Der juristische Strukturwandel der deutschen Wiedergutmachungspolitik

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/17883

「連邦補償法」から「補償財団」へ

—ドイツの戦後補償の法的枠組みの変化をめぐって

仲 正 昌 樹

「連邦補償法」から「補償財団」へ

- 一 はじめに：「補償財団」の成立
- 二 「連邦補償法」を中心とする従来の補償の枠組み
 - (1) 「人道に対する罪」と「連邦補償法」
 - (2) 「連邦補償法」による「補償」の範囲
 - (3) 対外的な「包括的補償協定」
 - (4) 「忘れられた被害者」への補償
- 三 「強制労働者」への補償問題の浮上
 - (1) 民間企業に対する賠償請求
 - (2) 東欧諸国との「和解基金」の設置
 - (3) 連邦憲法裁判所判断とボン地裁判決
- 四 「補償財団」設立に向けて
 - (1) 緑の党と社民党的提案
 - (2) 米国での「クラス・アクション」とドイツ産業界の「イニシアティヴ」
 - (3) 政府間交渉と「法的安定性」
- 五 「人道に対する罪」と「補償」

一 はじめに—「補償財団」の成立

1990年七月六日、ドイツ連邦議会は「『記憶、責任、未来』財団の創設に関する法律案 (Enwurf eines Gesetzes zur Errichtung einer Stiftung "Erinnerung, Verantwortung und Zukunft")」を可決した。また法案の成立に続いて、七月十六日に、東欧五カ国の政府関係者、アメリカ、イスラエル、ドイツの各政府代表、ユダヤ人団体代表、それに被害者団体代表が、財団の創設に合意する関係文書に調印した。この財団の設置によって、一九九〇年代に入つてからドイツとアメリカ、東欧諸国との間で国際的な懸案事項になつていた、ナチス時代に強制収容所などで奴隸労働を強要された元「強制労働者 Zwangsarbeiter」に対する「補償 Entschädigung」⁽¹⁾ の問題が一応の決着を見ることになった。

財団は、ドイツ企業によつて結成される経済イニシアティヴから拠出される予定の五〇億マルク⁽²⁾と、連邦と州の負担による五〇億マルクを合わせた一〇〇億マルクを基本的資金として創設され、この資金の内、①八一億マルクが「強制労働」による人的被害を受けた人に對して、②五千万マルクがその他のナチスの「不法 Unrecht」による人的被害を受けた人に對して、③一〇億マルクが財産的被害を受けた人に對して、それぞれ東欧諸国や対ドイツ・ユダヤ人請求会議などのパートナー組織を經由して給付され、④七億マルクが全体主義の暴力の記憶や青少年の交流などのための「記憶と未来」基金 (Fonds "Erinnerung und Zukunft") の運営に當てられる⁽³⁾ことになつた。各人が受け取る補償の額は、狹義の「強制労働者」及び財産的被害を受けた人に對して一万五千マルクの限度で、故国からドイツ占領地に移送され、強制的にドイツ企業のための労働に従事させられた人に對しては五千マルクの限度で一回的な給付が行なわれる⁽⁴⁾ことになつた。これまでドイツの戦後補償政策の対象にならなかつた人々に対しても、この財団を通しての補償が可能になつたわけである。同法に基づく潜在的な受給権者は、

約百五十万人に上ると見積もられている。本稿は、この「財団」の枠組みによる「補償」と、従来の「補償」制度の法的根拠がいかなる点で異なっているか考察し、それによって「ナチスの不法」という概念が、これまで補償のための法体系の中でどのように理解されてきたか明らかにすることを目的とするものである。なお、ドイツにおける「戦後補償」という場合、「一般戦争結果法」や「戦争被害者扶助法」に基づく補償のように、戦争の結果そのものに対する原状回復のための「補償」も含まれるが、本稿で問題にするのは、そうした種類の一般的な「補償」とは区別される、「ナチスの不法に対する補償」である。

周知のように、ナチス政権は第二次大戦中の一九四二年一月ベルリン郊外のヴァンゼー会議で、ヨーロッパのユダヤ人を絶滅する「最終計画 Endlösung」を決定し、これに基づいて東欧地域を中心に約六百万人のユダヤ人を虐殺したとされている。⁽⁴⁾ 一九四九年五月に成立したドイツ連邦共和国は、ナチス国家によって犯された「人道に対する罪 crime against humanity」を認め、後継国家としてその帰結に対する責任を果たすべく一九五六年に制定した「連邦補償法」や各種の国際協定に基づいて、一九九九年一月までに総計一〇三九億マルクに上る「補償」を行なつており、今後更に二三一億マルクを支払うことになると見積もられている。⁽⁵⁾ しかしナチスが戦争中に犯した「不法」には、「最終計画」に代表される計画的な大量虐殺・迫害のような性質のものだけではなく、東欧の占領地域の人々を強制的に徴用し、戦争遂行のために強制収容所やドイツ企業で苛酷な条件の下で働かせた「強制労働」の問題も含まれている。

歴史学者ウルリッヒ・ヘルベルトの研究によれば、一九四四年八月の時点で「大ドイツ帝国」で就業していた外国人労働者の数は七六〇万人で、その内、戦争捕虜は一九〇万人、民間労働者は五七〇万人である。民間労働者の国籍別の内訳は、ベルギー人が二五万人、フランス人が一三〇万人、イタリア人が五九万人、ポーランド人が一七〇万人、ソ連人二八〇万人であり、ソ連人とポーランド人の過半数は女性であった。ナチス政権はこれら

の外国人強制労働者によつて、戦時經濟を運営したのである。⁽⁶⁾ 経済史家のディートリッヒ・アイヒホルツは、ナチスによる「強制労働」は、①外国人労働者と強制労働者収容者の連行、擄取、差別、テロリズム的な抑圧のための非人間的な体制②法的、テロリズム的手段によつて全ての労働ポテンシャルを酷使することを可能にした人種主義的な「秩序」③ドイツ人である「上級奴隸」と非ドイツ人である「下級奴隸」から成る二層構造④「労働を通しての絶滅 Vernichtung durch Arbeit」という標語に示される、大量虐殺・ジェノサイドの特殊な形式としての性格——の四点において、通常の戦争時に行なわれる、捕虜などによる強制労働とは全く性質の異なるものであるとしている。⁽⁷⁾

歴史学的に見れば、ナチスによる「強制労働」が「最終計画」を含む人種政策の一貫として遂行されたことはかなりはつきりしているが、ドイツ政府も司法も九〇年代前半では、「強制労働」が「ナチスの不法」の範疇に属するという見解は取つていなかつたため、(ユダヤ人絶滅計画の直接的な対象ではなかつた)元強制労働者たちの多くは、「連邦補償法」に基づく補償の対象には含まれていなかつた。ニュルンベルク国際軍事法廷の裁判所条例第六条では、占領地の民間人や捕虜に対する「奴隸労働 slave labor」は「人道に対する罪」を構成する要因の一つとして規定されており、⁽⁸⁾ 実際の裁判でも「強制労働」を実行した責任者や企業を「人道に対する罪」について有罪とする判決が出されているが、ドイツ政府はこれに準拠して「強制労働」を「ナチスの不法に対する補償」の対象として積極的に認定するという立場は取つてこなかつた。後で詳しく見るよう、従来ドイツ連邦共和国政府は、「強制労働」は戦争当事国の間の「国家間賠償 Reparation」に属する問題であり、「連邦補償法」が適用される場合とは異なつて、個々の被害者がドイツ国家に対して直接的に「補償」請求することはできない、といつ見解を取つていた。更に言えば、ドイツ連邦共和国と西側連合の諸国との「国家間賠償」問題の最終的決着は、一九五三年二月に締結されたロンドン債務協定の第五条に従つて、「全ドイツの平和条約締結ま

で延期⁽¹⁰⁾された状態になつており、現在に至つている。また、元「強制労働者」の大半が東欧諸国に在住しているが、これらの諸国はドイツ民主共和国（旧東ドイツ）に対する国家賠償請求権を放棄することを決めており、この放棄は、ドイツ連邦共和国に対しても及ぶものとされている。これら東欧諸国は、国家賠償請求権の放棄と、自國に在住する「ナチスの迫害の被害者」の補償請求権は別問題であるという立場を取つてきたが、ロンドン債務協定の解釈をめぐる問題が西ドイツとの間で解決しておらず、かつ、ドイツ統一までは東西間の交渉が限定されたものであつたため、被害者がドイツ連邦共和国に対して「補償」請求を起こすことは事実上極めて困難であった。このため、東欧諸国に在住する「強制労働」の被害者の「補償」請求権の法的根拠が——直接的にも間接的にも——ドイツ側から認められないという状態が続いてきたわけである。

「強制労働」への「補償」をめぐるもう一つの問題点として、責任の所在が「國家」と「企業」のいずれにあるのかということがあつた。「ナチスによる不法」、特にユダヤ人絶滅計画に関する場合、「國家」が迫害を実行する主体であつたことは明らかであるが、「強制労働」については、軍需省と準國家組織である親衛隊（SS）が計画立案に当たつたことが知られているものの、強制連行させた労働者たちを実際に働かせ、利益を受けたのは、各企業である。アウシュヴィツの絶滅収容所の運営に深く関与していたIG・ファルベンや、ジーメンス、フォルクスワーゲン、ダイムラー・ベンツなどに対しては、強制労働によつて得た「不当な利益」に関して、被害者に「損害賠償」するよう求める訴訟が五〇年代半ばから複数提起されており、その内のいくつかの企業は和解に応じ、「補償」のための基金を設けている。しかし、訴えられている企業の多くは、「強制労働者」の受け入れは、ナチス国家によつて強制されたものであるとして自らの責任を認めてこなかつた。また、企業に對してなされている訴訟は主に「不当に得た所得」の支払いをめぐつて争われているものであつて、人種差別的な政策に基づく「強制運行」や「奴隸労働」を行つた責任の所在は、これらの裁判や当事者間での交渉過程でも

必ずしも明確になつていない。こうした不明確さのため、数え方によつては、数百万人にのぼるとされる「強制労働」に対する補償問題にどのように対応するかが、九〇年代に入つてから、統一ドイツの大きな課題になつた。

もう一度整理しておくと、「強制労働」に対する補償問題には大きく分けて、①「人道に対する罪＝ナチスの不法」と「強制労働」の関係②ロンドン債務協定に基づく「国家間賠償」の留保と個別の「補償」請求権の関係③国家と企業の間での責任の所在——の三つの法律的争点があつた。ドイツ政府はこれらの法的問題をクリアできぬ限り、「強制労働」に対する「補償」に応じられないという態度を取つていたが、九五年以降、主にアメリカで、「強制労働」問題でドイツ国家と企業に対する損害賠償の「クラス・アクション（集団代表訴訟）」が起つされ、それと並行して、損害賠償に応じようとしないドイツ企業に対するボイコット運動が展開されたため、ドイツ政府としては、「強制労働」問題に対応する新しい法的枠組みを創設することで、早急に「補償」を実行せざるを得ない状況に追い込まれた。

「『記憶、責任、未来』財團の創設に関する法律」（以下、「財團法」と表記）の前文では、「国家社会主義（ナチス）国家が奴隸労働者、強制労働者に対して、強制連行や拘禁により、また労働を通しての大量殺戮にまで至る搾取や、それ他の数多くの人権侵害によつて、重大な不法を加えたこと」、「ナチスの不法」^{〔13〕}が明記されており、ここから、この法律は、「強制労働」と「連邦補償法」の根拠になつて中心的な概念である「ナチスの不法」との関連を認め、かつ、「国家」と「企業」の双方の責任があることを前提にしていることが分かる。つまり「財團法」は、「強制労働」という類型の「ナチスの不法」に対する「補償」を実施するという点で「連邦補償法」を補完するものであると同時に、これまで個々の被害者から各「企業」に対してなされてきた「補償」請求を一括

して処理する役割を担つてゐるわけである。またこうしたドイツ国内法上の補償の法的根拠の拡大と並行して、被害者たちの在住する諸国との対外的関係、及び、国際私法上の問題も新たな枠組みの中で解決されることになった。「財團法」の創設に伴つてドイツと米国の間で締結された政府間協定によつて、米国政府は同国内での「クラス・アクション」による訴訟が棄却されるよう努めし、法的安定性を与えることを約束した。これによつて、ドイツ企業との強制労働の被害者たちの間の紛争も一応終息に向かうことになった。

こうした「財團」による「補償」の枠組みが形成されるまでには、「ナチスの不法」をどう捉えるかをめぐつて、ドイツ政府と関係各国、被害者の間で様々な議論がなされ、独特な法理が形成されてきたわけだが、以下その過程を具体的に見ていく。

二 「連邦補償法」を中心とする從来の補償の枠組み

(1) 「人道に対する罪」と「連邦補償法」

ドイツ連邦共和国の「戦後補償」の原点は、初代首相アデナウアーが一九五〇年九月に連邦議会で行なつた所信表明演説であつたとされる。この演説でアデナウアーは、「ナチスの不法に対する補償についての道德上の義務」「ドイツ民族の名誉に関わる責任」に言及し、ナチスの迫害の被害者たちに対する「補償」への可能性を開いた。広瀬清吾教授の指摘によれば、この演説が行なわれた背景には、ニュルンベルク国際軍事法廷と、それを継続するニュルンベルク継続法廷で、「人道に対する罪」が新しい国際法上の概念として生み出されたことが大きな役割を果たした。^[4] それまでの国際法の思考では、ある主権国家が自国民（この場合はユダヤ系ドイツ人）を迫害することは、国際法上の「不法」とは見做されなかつたが、「人道に対する罪」に基づいてナチスの「不法」が裁かれたことにより、ナチスの後継国家としてのドイツ連邦共和国は、「不法」によって生じた被害に対する

責任を負うことを、いわば国際法的にも義務付けられた形になつたのである。

加えて、西ドイツ地域（ドイツ連邦共和国）を分割占領していた西側戦勝三カ国の内、アメリカは、自国内に多くのユダヤ人口を抱えていることもあるて、ドイツに「補償」政策を行なわせることに特に熱心であった。四六年に、アメリカ占領地域の各州でナチスの被害者に対する補償の支払いを行なう法律が制定された。四九年四月には、アメリカ占領地域に統一的に適用される「ナチスの不法を補償するための法律」が制定された。⁽¹⁴⁾この法律は、ドイツ基本法制定後は、連邦法として存続することになった。他の州からは、連邦レベルで補償のための新たな法律を制定することへの抵抗も強かつたが、占領状態を終結させるに際して英米仏三カ国との間に五一年に締結された「移行条約」における取り決めと、対ドイツ物資請求ユダヤ人会議（Conference on Jewish Material Claims against Germany）との間の一ハーグ議定書で確認された原則に従つて、五三年九月に「国家社会主义の迫害の被害者に対する補償のための連邦補充法 Bundesergänzungsgesetz zur Entschädigung für Opfer der nationalsozialistischen Verfolgung」⁽¹⁵⁾が制定された。⁽¹⁶⁾この法律は五六年の第三次改正において、受給権者の範囲及び補償の対象となる損害の種類を拡大し、「国家社会主義による迫害の被害者に対する補償に関する連邦法（連邦補償法）Bundesgesetz zur Entschädigung für Opfer der nationalsozialistischen Verfolgung (BEG)」⁽¹⁷⁾くと拡張される」とになり、ドイツの「補償」政策において中核的な役割を果たすことになった。⁽¹⁸⁾同法による補償に対しても、六九年の申請締め切りまでに、合計四百五十万件の申請があり、二二百一十万件が認められてくる。一九九三年一月時点での補償年金受給者は約十四万人で、一人当たり平均月九〇〇マルクである。⁽¹⁹⁾一九九九年一月時点でのこの法律に基づく補償の総計は七九六億マルクで、補償費全体の七割以上を占めている。

BEGはその前文で「補償」の目的を以下のように規定している：

国家社会主義の暴力支配の下において国家社会主義に対する政治的反対を理由に又は人種、信仰若しくは世界観を理由に迫害された者が不当な扱いを受けた事実、信条から又は信仰若しくは良心のために国家社会主義の暴力的支配に対し行われた抵抗がドイツ民族及び国家の福祉に貢献するものであった事実、並びに、民主的、宗教的及び経済的団体も、国家社会主義の暴力措置により不法に損害を被った事實を認識して、連邦議会は、連邦参議院の同意を得て次の法律を議決した。⁽¹⁸⁾

ここから読み取れるように、この法律は、国家社会主義（ナチス）政権が、その独自のイデオロギーに基づいて実行した、人種、信仰、政治的信条、世界観を理由とする特定の人物や集団に対する「迫害」を「不法 Unrecht」であると認めるることを原点としている。周知のように、ナチス国家が組織的に行なった人種的・宗教的・思想的迫害は、当時の国内法の法理を全く無視して行なわれたわけではなく、三五年に制定されたニュルンベルク人種法などの立法措置や、ライヒ市民法に基づく命令などによって一定の合法性を確保していたわけであるが、BEGは、こうした合法的な部分までも含めて、ナチスによる迫害一般を「不法」であると見做して、それに対しても「補償」を行なうことを後継国家であるドイツ連邦共和国の責任として認めているわけである。

BEGの第一条第一項では、「国家社会主義者による迫害」の「被害者」とは、「国家社会主義に対する政治的反対を理由に又は人種、信仰若しくは世界観を理由に国家社会主義の暴力的措置により迫害され、それによって生命、身体、健康、自由、財物、財産上の利益、職業活動又は経済活動につき損害を被った者（被迫害者）」と定義されている。⁽²⁰⁾ この条文を素朴に読めば、「ナチスの違法」によつて何らかの具体的な「損害」を被つた人のほとんど全てが「被害者」と見做され得るわけであるから、この法律によつて規定される「ナチスの違法の被害者」は、絶滅収容所や強制収容所に収容されて生命の危険に曝されたユダヤ人だけではなく、強制連行や奴隸

労働の犠牲になつた東欧諸の人々も当然⁽¹⁾の中に含まれてゐると解釈する」とも可能であるようと思われる（実際の法律適用に際しては、そのように解釈されていなかつた」とについては、後で述べる）。第三条では、「被迫害者は、この法律に基づき補償請求権 (Anspruch auf Entschädigung) を有する」と明記されている。しかし第四条第一項では、補償請求権の要件が居住地という点でかなり狭く限定されており、全ての国の人々が補償を受けることができない仕組みになつてゐる。

(2) 「連邦補償法」による「補償」の範囲

既に見たように、BEGは、国際法上の「人道の罪」に対する責任の一環として制定された法律であるが、この法律自体はあくまでもドイツの国内法であるので、その建て前の下に「補償」の範囲を、属地主義の原則 (Territorialitätsprinzip)⁽²⁾に基づいて限定している。第四条第一項によつて「補償請求権」の要件を満たしていると認められるのは、以下のいずれかの条件に該当する被害者に限定される：①一九五二年十二月三十一日においてこの法律の適用地域内に住所又は居所を置いている場合②同日以前に死亡し、かつ、その最後の住所または居所がこの法律の適用地域内にある場合③一九五二年十二月三十日以前に国外移住し、強制移住させられ、又は強制退去させられ、その後の住所又は居所が一九三七年十一月三十一日当時のライヒ（帝国）領内又は自由都市ダントツィッヒの領内にあり、かつ外国の管理下に入ったドイツ東部又は自由都市ダントツィッヒ領内に、国家社会主義の暴力的支配の終焉後にはじめて当該最後の住所又は居所を置いたのではない場合④被追放者及び難民に関する法律（連邦追放者法）第一条でいう難民であつて、一九六五年四月三十日までにこの法律の適用地域に住所もしくは居所を取得した時、又は追放された国の領域を当該時点から六ヶ月以内に離れた後に、この法律の適用地域に住所もしくは居所を取得している場合⑤連邦追放者法第三条にいうソヴィエト難民と認定され、かつ、この

法律の適用地域に住所又は居所を既に取得している、又はこれから取得する場合⑥心身の疾患により、當時、介助もしくは介護が必要であり、又は六十五歳以上であるために、離散家族の呼び寄せによって、ソヴィエト占領圏又はベルリンのソヴィエト占領地区から、この法律の適用地域に自己の住所又は居所を既に移している、又はこれから移す場合⑦一九四七年一月一日においてこの法律の適用地域内における被強制連行者収容所に滞在しており、かつ同日以後収容所に滞在中に死亡したか、この法律の適用地域外へと国外移住したか、無国籍の外国人としてドイツ官庁の管轄下に移されたか、又はドイツ国籍を取得するかした場合。⁽²³⁾

これらの条件に該当する被害者というのは、基本的に、現在、法律の適用地域であるドイツ連邦共和国に居住しているか、もしくは、オーストリア併合（一九三八年）以前のドイツ帝国の領土に居住していた人であるわけだから、ナチスによって占領された地域で「ナチスによる不法」の被害を受けた人の大部分は、この中に含まれない。ナチスによって人種的迫害を受けた人々の多くは、元々ポーランド、チェコ、ウクライナ、ロシアなどの東欧地域に居住しており、大戦後、それらの地域からドイツ連邦共和国に移住した人々は、ドイツ系の避難民を除いてはごく少数である。ドイツ帝国に含まれない東欧地域でナチスの迫害を受けた被害者に対しては、この法律に基づく「補償」が行なわれにくい構成になっていたのである。

これに加えて、第六条第二項では、ドイツ連邦共和国基本法に言う「自由な民主主義の基本秩序」を倒そうとした者は補償から排除することが規定されており、このため憲法裁判所から違憲判決を受けていた共産黨の党員は事実上、補償から排除された（「共産主義者排除条項」）。ナチス期に政治的抵抗運動を行なつて迫害を受けた人々の最も重要な部分は共産党員であるから、この排除には妥当性がないという批判がなされてきたが、八〇年代に入つてから、連邦政府の「指針」に基づいて追加補償が行なわれた際にも、「共産主義者排除条項」はそのまま維持されている。⁽²⁴⁾

(3) 対外的な「包括的補償協定」

「連邦補償法」が国内法の枠内での「ナチスの不法」に対する「補償」として自己限定しているのに対し、国外に在住する被害者に対しては、ドイツ連邦共和国との当該国との間に「包括的協定 Globalabkommen」という形で「補償」が行われている。既に述べたように、ドイツ政府は一九五二年一月に調印されたロンドン債務協定 (Abkommen über deutsche Auslandsschulden) 第五条第二項の「第一次世界大戦から生じた請求権の審査は、国家間賠償問題 (Reparationsfrage) の最終解決まで延期される」という規定⁽²⁵⁾と、その前年に当たる五月に締結された「移行条約」の中の、「国家間賠償」問題は（統一）ドイツとの平和条約締結の際に解决されるべきであり、三カ国はそれまではドイツに対しても国家間賠償を請求しないという規定⁽²⁶⁾を根拠に、「平和条約」の締結時まで「国家間賠償」問題の解決は繰り延べられる、とこう見解を取り続けている。しかし、その一方で、関係する各国に対しては、「ナチスの不法」の個々の被害者への「補償」を、その国の政府機関を通じて「包括的」に実施するという法形式の下に、実質的には「国家間賠償」に近い性格の「償い Wiedergutmachung」を行っている。⁽²⁷⁾

こうした「包括的補償協定」による「対外的償い」の最初の事例と見做されるのが、ドイツ連邦共和国政府と、イスラエル及び対独物資請求ユダヤ人会議との間で、一九五二年九月に調印された「ルクセンブルク補償協定」⁽²⁸⁾と呼ばれるものに基づく補償である。ドイツが依然として占領状態にあつた一九五一年に、イスラエルが東西両ドイツ国家に対して物質的補償請求をする意向であることを戦勝四カ国に対し宣言したのに対し、西側の三カ国は、イスラエルがドイツ連邦共和国と直接的に交渉すべきであるという立場を取つた（ソ連は、一切公式的な反応を示さなかつた）。これによつて、イスラエルとドイツ連邦共和国の間で「補償」をめぐる交渉が開始され、イスラエル側は、ドイツ人の「集団としての罪 Kollektivschuld」を認めたりうえで、「補償」に応じるよう要求

した。アデナウアーは五一年九月の連邦議会で、ドイツの「罪」を認める声明を出したが、「集団としての罪」という表現を使うことは避けた。アデナウアーはその後も「集団としての罪」を認めることは一貫して拒絶し続けたが、その一方で、西ドイツが西側同盟諸国の一員として受け入れられるための前提条件として、「ナチスの不法」に対し早期に「補償」政策を実行する必要があるという立場は堅持した。与党と野党的双方から、アラブ諸国からの反発に対する懸念や、ドイツの経済事情などを理由にイスラエル国家への「補償」に反対する議論が噴出したが、アデナウアーはこれらの反対を押し切つて協定の調印、議会での批准にまで漕ぎ着けた。⁽⁴⁹⁾

この協定によつて、ドイツはイスラエルに對して、ドイツまたはかつてのドイツ支配地域からイスラエルに移住したユダヤ人難民の受け入れ費用、及びこれらの人々の定住のために必要な物品や便益を購入するための費用として、三〇億マルクを一九六五年までに支払つた（このため、イスラエル国籍を取得した難民・無国籍者は、BEG上の身体や健康に關わる補償請求権は持たない（BEG第一六四条⁽⁵⁰⁾）。また、イスラエルとの協定とほぼ同時に調印された対独物資請求ユダヤ人会議との間の協定に基づいて、四億五千億マルクがイスラエル以外の海外に居住するユダヤ人被害者に對して支払われた。またこの協定に含まれている議定書（第一ハーグ議定書）では、補償に関するドイツ国内法制の改善が義務付けられている。

イスラエルという「國家」は、ナチスによる迫害が行なわれた時点では存在しておらず、対独物資請求ユダヤ人会議の方はそもそも国家でもないわけであるから、「ルクセンブルク補償協定」に基づく「償い」は、國家間の戦争から帰結する「國家間賠償」とは法的に性格が異なるものである。第一ハーグ議定書が、ドイツがBEGを制定するよう義務付ける要因になつたことからも分かるように、ルクセンブルク補償協定による「償い」は、個人に対する「補償」に通じるものであると言うことができよう。本来なら個人に對して行なわれるべき「補償」が、国家もしくは団体を介して包括的に実行されたと見るべきだらう。⁽⁵¹⁾

これに続いて、「西側の被害者」に対する「包括的補償」の問題が、西側諸国との関係で浮上してきた。「西

側の被害者」と呼ばれるのは、戦争時にナチスに占領された西ヨーロッパ諸国に居住していたユダヤ人や、ナチスに対する抵抗運動を組織したことで迫害を受けた人々である。五三年に制定された「連邦補充法」では、属地主義の原則に基づいて補償請求権が限定され、西側諸国に在住する被害者の多くはそれに該当しなかった。これに対して、西側諸国では西側の被害者に対する補償の実行を求める運動が起つたが、五六六年六月の「連邦補償法」への改編に際しても、これらの被害者の存在が考慮に入れられることはなかつた。このため西側八カ国（ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、デンマーク、ノルウェー、ギリシア、フランス、イギリス）は五六六年六月、西欧諸国民の被害者に対する補償を求める書簡をドイツ連邦共和国外務省宛てに出した。西ドイツ政府内、及び西ドイツ国民の間で議論が行われた結果、一億マルク規模の民間寄付による基金を設立するという案が浮上し、ドイツ政府は、五七年二月にこの案を各國政府に提示した。しかしこの案では、基金による補償の対象が生活困窮者などに限定されていたことから、各國政府は、これではナチスによる国際法違反（＝人道に対する罪）への責任を認めたことにならないと反発した。そのためドイツ政府は、「西側の被害者」に対する「補償」問題を根本的に再検討することを余儀なくされた。

その後のドイツ国内の議論では、これらの国々の要求は「国家間賠償」問題の解決を先送りしたロンドン債務協定に反しており、法的根拠がない、あるいは、これまでの補償の枠組みを拡大すべきではない、などといった反対意見も出された。ドイツ政府はそれらの議論を踏まえたうえで、五八年十二月にこれら八カ国に宛てた覚書の中で、①各国が主張する「請求権」を認めれば、ロンドン債務協定の趣旨に反することになるので、任意の「補償」のみが問題になり得ること②西ドイツの給付能力を考慮に入れて、あらゆる種類の迫害ではなく、「典型的なナチスの不法」に対する補償に限定されるべきであること③ナチスの不法の被害者に対する対独物資請求ユ

ダヤ人会議を通して既に四億五千万マルクが支払われているという事実を考慮に入れること④補償金の配分は、ドイツ連邦共和国政府ではなく、各國政府が行なうこと——を提案した。ドイツ政府はこれ以降、後から要求に加わったイタリア、スイス、スウェーデンの三カ国も加えだ十一カ国との間で個別に交渉を進め、五九年から六年にかけて、各國の被迫害者に対する補償を、当該の政府に対し「包括的」に支払うことを約束する二国間協定を締結していくた。これらの諸国に対する「包括的補償」の合計は、九億七一〇〇万マルクに達した。⁽³²⁾

このように、これらの「包括的補償協定」に基づく「償い」は、ドイツの補償政策の中では、「国家間賠償」とは異なるものとして法的に位置付けられている。広渡教授が指摘するように、むしろ、BEGにおける「ナチスの不法」に対する「補償」の基準を、属地主義の原則によって排除される国外在住の人々にも拡大適用したものと見るべきだろう。⁽³³⁾ 「国家間賠償」の問題それ自体の解決は先送りにしながら、BEGの基準を任意に準用していくことによって、ドイツ政府による「ナチスの不法」に対する補償は実行されていったのである。

三八年にドイツ帝国と合併されたオーストリアとの間の関係は、オーストリア自体の賠償・補償責任の問題も絡んで来るので、他の西側諸国との包括協定の場合と違つて、やや複雑である。少なくともドイツ帝国と交戦したわけではないので、「国家間賠償」が最初から問題にならないのは明らかだが、オーストリアに在住するナチス時代に迫害を受けた個人が、他國の被害者と同様の資格でドイツ連邦共和国に対する補償請求権を有するかが争点となつた。オーストリアは、五五年五月に米英仏ソ四カ国との間に結んだ平和条約の第二三条第三項で、ドイツに併合されていた時期に生じた被害に対する、ドイツ及びドイツ国民への請求権を放棄しているので、西ドイツ政府は当初この条約を援用して、オーストリア国民はドイツに対する損害賠償請求権もBEGに基づく補償請求権も有しないという見解を取つていた。これに対してオーストリア政府は、自国内の「ナチスの不法」に対する「被害者への補償を求める西側諸国の動きに同調する形で、オーストリア国民にもこれと同様の請求権がある

はずである、という立場を取った。ナチスの迫害を受けたドイツ国民にBEGに基づく請求権があるとすれば、かつてドイツ国民であつたオーストリア国民にも請求権が認められるべきだという議論である。

この問題を解決するため、五五年十二月に両国間の委員会が設置され、五年間の協議を続けた結果、オーストリア国内の被害者扶助法など、同国内のナチスの迫害の被害者に対する補償制度に対し、西ドイツ側が資金を拠出する方向で調整がついた。⁽³⁴⁾ 六一年十一月にクロイツナッハで締結された「財務・補填に関する条約」（通称、クロイツナッハ条約）によつて、ドイツ側がオーストリアに九五〇〇万マルクを支払うことになった。この条約に基づく資金提供もまた、「国家間賠償」ではなく、BEGを国外に準用するという法的形式で実行されたわけである。

この他、BEGの居住要件を満たしていなかつたり、申請期日（六九十二年三月三十一日）を守れなかつたため、補償を受けられなかつた被害者に対しては、（法律ではなく）行政措置の形で、苛酷給付として一時金（最高限度額五千マルク）が数次にわたつて支払われている。

（4）「忘れられた被害者」への補償

BEGによって補償の対象となつたのは、人種・宗教による迫害を受けたユダヤ人を除けば、（共産党員以外の）ナチス体制に反対する抵抗運動に従事したり、ナチスに反対する思想・世界観を抱いていた人であつた。これらの「典型的なナチスによる不法 das spezifisch nationalsozialistische Unrecht」には相当しない迫害を受けた被害者、いわゆる「忘れられた被害者 vergessene Opfer」に対する補償問題が、八〇年代になつてから浮上してきた。具体的には、人体実験、安樂死、強制断種、同性愛者や兵役忌避者に対する予防拘禁などである。連邦政府は從来、これらによる被害それ自体は、BEGに規定されている典型的な「ナチスの不法」の類型に属さ

ないという見解を取つてきた。例えは、強制断種に関しては、人種に基づいて行なわれた場合にのみ BEG に基づく請求権が認められるが、「強制断種」それ自体に対して補償がなされるわけではない、といった極めて限定的な解釈を行なつていた。

一九八七年になつて緑の党は、「強制断種」を「典型的なナチスによる迫害」に属するものとして認めようとしない連邦政府の解釈に異議を唱え、強制断種はナチスに特有の人種イデオロギーに基づいて行なわれた迫害であるから、「補償」の対象に含めるべきであるという議論を展開した。同年四月には、全てのナチスの被害者に対する「平等な」補償のための決議案を連邦議会に提出した。また五月には社会民主党 (SPD) が「「ナチスの不法に対する補償」財団の設置のための法案」を提出した。連邦、州、その他の団体から資金提供を受けるこの財団によつて、全ての「忘れられた被害者」に対する補償を実行するという構想である。六月になつて、緑の党の提案によつて、連邦議会の内務委員会でこれまでの「ナチスによる迫害」概念では補償の対象に入つてこなかつた被害者に対する補償をめぐつて、専門家からの公聴会が行なわれた。

これらのイニシアティヴを受けて、連邦議会は、「戦争及びドイツ・ライヒの崩壊により発生した損害の一般的処理に関する法律（一般戦争結果法）Gesetz zur allgemeinen Regelung durch den Krieg und Zusammenbruch des Deutschen Reiches entstandener Schaden (AKG)⁽³⁵⁾」の第五条で規定された「損害賠償請求権」の要件を満たしていく被害者に対して、過酷救済給付を行つよう政府に求める決議案を採択した。

これに従つて連邦政府は、八八年二月に「一般戦争結果法の枠内におけるナチスの不法な措置の被害者に対する苦痛給付に関する政府指針 Richtlinien der Bundesregierung über Härtleistungen an Opfer von nationalsozialistischen Unrechtsmaßnahmen im Rahmen des Allgemeinen Kriegsfolgengesetzes」を新たに作成し、「以前られた被害者」に対する補償の窓口を拡大した。この「指針」は、即ち第一條に従つて被迫害者に該当しない

が、AKG第五条の要件を満たす、「ナチスの不法な行為」によつて損害を被つた被害者に対する苛酷給付のための指針として自己規定している。「指針」の第二条では、給付が行われる被害者の要件が以下のように定められている。

第一項 苛酷救済給付は、その身体若しくは精神の状態又はその身体的若しくは精神的な態度のために国家社会主義体制から個人として又は集団の構成員として敵視され、及びそのために不法な行為の対象になつた人のために使用するものとする。これには、いわゆる反社会的分子、安樂死の被害者及び同性愛者が含まれる。

第二項 時代、特に戦争という事情を考慮に入れてても、過度であると評価せざるを得ないときには、合法的に課された刑罰でも、不法な行為とみなされる。⁽³⁷⁾

この要件に該当する被害者に対しては、五千マルクを限度する一時金が支払われる（第六条）が、断種などによって健康に関する重大な障害が生じた場合には、継続的な給付が行われることになっている（第七条）。

新しい「指針」によるAKGの枠内での「苛酷給付」制度の法理論的な視点から見た特徴は、「忘れられた被害者」に対して「ナチスによる不法」が行われたことが認められている一方で、彼らはBEGで規定されている「典型的なナチスの不法の被害者」とは異なる、という線引きが“政治的判断に基づいて”なされている点であろう。そこで問題になるのが、BEGの前文もしくは第一条第一項の、「人種、信仰若しくは世界観を理由にしたaus Gründen der Rasse, des Glaubens oder der Weltanschauung」迫害という表現における、「人種」の範囲である。当時、野党であったSPDや緑の党は、「人種を理由にした迫害」というのを、「ナチスの人種主義的イデオロギーに基づいた迫害」という広い意味で解釈しているのに対し、それまでの通説では、これは、劣等

遺伝子を持った人種として法的に差別され、絶滅計画の対象になつたユダヤ人に対する迫害を指すものとして限定的に解釈されていたわけである。連邦議会内の議論では、少なくとも強制断種に關しては、ナチスの人種イデオロギーに基づく不法な行為であることが確認されたわけであるが⁽³⁸⁾、連邦政府は、これをBEG第一条第一項で言う「迫害」に該当するものと見なして從来の解釈を変更するという道は選ばず、AKGの拡大適用という形で行政措置による解決を選択したわけである。当然この背景には、年金という形で長期にわたつて支給することを義務付けられるBEGに基づく「補償」の範囲が拡大することを回避するために、敢えて別の枠を利用しようとする政治的判断が働いたものと考えられる。

・ · ·

以上見てきたように、ドイツ連邦共和国の從来の「補償」政策においては、「國家間賠償」問題の法的解決は先送りにしながら、BEGを基準に「ナチスの不法」に対する「個人への補償」を実行するという枠組みが形成されてきた。ただし、具体的な「補償」の実施に当たつては、属地主義の原則に基づいてBEGを直接適用する対象を限定すると共に、BEGの対象になり得る「ナチスによる典型的な迫害の被害者」の範囲を狭く解釈して、BEG関係の補償額が無限定に拡張していくことを防ぐ方針が取られてきたと言える（一九九九年一月時点でのドイツ財務省の推計によれば、BEGに基づく将来の支払いは、一五四億マルクと見積もられる⁽³⁹⁾）。その際に、「人種を理由とした迫害」を、「ユダヤ人に対する迫害」に限定して解釈するという、ある意味で政治的な線引きが行われてきたわけである。しかし九〇年に入つて、東欧に在住する元強制労働者の問題が浮上していくことによって、「ナチスの不法」を限定的に解釈してきた從来の枠に基づく「補償」政策では、対応し切れなくなつていく。

三 「強制労働者」への補償問題の浮上

(1) 民間企業に対する賠償請求

ドイツ連邦共和国に対して、「強制労働」への補償を行なうよう求める声が東欧諸国で高まつてくるのは、東欧社会主義ブロックが崩壊し、東西ドイツが統一された九〇年以降のことであるが、それに至るまでの伏線として、「強制労働」によって利益を得ていたドイツ企業に対して補償を求める運動がかなり早い時期に始まっている。当初、「強制労働」に対する補償を求めた人たちの多くはユダヤ人であった。

企業に対する訴訟の皮切りになつたのは、一九五一年にアウシュヴィッツに連行された後、I・G・ファルベン社のために強制労働に従事させられたノルベルト・ヴォルハイムの起こした訴訟である。ヴォルハイムは、労働と肉体的・精神的苦痛に対して一万マルクの補償をI・G・ファルベン清算会社に求める訴訟を起こした。I・G・ファルベン側は、ヴォルハイムは労働中に鞭で打たれたわけでも負傷したわけでもなく、またたとえ彼の身に何が起こつたとしても、責任は彼を連行した親衛隊やナチスなどにあると主張した。フランクフルト地方裁判所は一年間の審理を経て、(ニュルンベルク国際軍事法廷の基準ではなく、ドイツ民法に基づいて) I・G・ファルベン側の責任を認め、原告勝訴の判決を出した。ファルベン側は控訴したが、対独物資請求ユダヤ人会議がヴァルフハイムの支援に乗り出した。これを機に、ファルベンで強制労働に従事させられた全ての労働者たちへの補償をめぐつて請求会議とファルベンの間の交渉が開始され、五年間の断続的な交渉を経て、五七年二月に和解が成立し、ファルベン側が元強制労働者への補償のために三千万マルクの救済基金を設け、その九〇パーセントを請求会議を通してユダヤ人被害者に対して支払うことになった。またこのI・G・ファルベンとの交渉と並行して、請求会議はナチスの産業・経済体制に協力した他のドイツ有力企業との間でも補償交渉を進めていき、一

九五九年のクルップ社との和解をはじめ、六〇年代に入つてから、AEG、ジーメンス、テレンケン、ラインメタルなどから補償金を引き出すことに成功している。六つの企業の支払った補償の総額は、五億一千五百万マルクであり、一九七三年までに約一万五千人の元強制収容所収容者が請求会議を通して、補償を受け取っている。⁽⁴⁰⁾

ただし内田雅敏弁護士も指摘しているように、これらの企業は和解に際して、強制労働に対する自らの法的責任を認めたわけではなく、強制収容所に収容された人々が国会社会主義によつて「苦痛を和らげる」ための資金という名目で、支払いに応じている。⁽⁴¹⁾自らが「補償」請求に応じたことを公表しないという約束で、支払いに応じた企業さえある。いわば、自らの国際的な企業イメージを損なわないための便宜的な支払いという域を出ていなかつたと言える。フリック・コンツエルンのように、支払いを一切行っていない企業もある。⁽⁴²⁾

そうした状況は、八〇年代後半から徐々に変化していく。一九八六年初めに欧洲議会は、ドイツ産業界に対して、「かつての奴隸労働者」に補償することを求める決議を採択した。⁽⁴³⁾これに呼応するように、同年一月八日、フリックの株式を引き受けたドイツ銀行は、一九六四年の時点でフリックと請求会議の間で一旦成立していた合意に基づいて、五百万マルクの補償を行うことを決定した。⁽⁴⁴⁾これを機に、強制労働に対する補償問題が再浮上し、ドイツの内外で、企業の道徳的・法的責任問題が論議されることになった。こうした世論の圧力に押される形で、ダイムラー＝ベンツは一九八八年六月に二千億マルク以上を元強制労働者に支払い、その内の一千億マルクを請求会議を通してユダヤ人被害者に、残りを赤十字団体などを通して非ユダヤ人被害者に支払う意向を表明した。⁽⁴⁵⁾フォルクワーゲンは一九九一年八月に、一千二百億マルクを元強制労働者の各出身国に支払うことを決定している。ダイムラー＝ベンツとフォルクワーゲンの両社は、それぞれ自らの過去を記憶するための記念碑を建設することとで、過去を隠蔽しないで、自らの責任を認める姿勢を強調している。

こうしたユダヤ系の被害者団体と企業の間での「和解」もしくは、自主的な支払いという方式での強制労働に

対する「補償」問題の解決は、九〇年までの間にそれなりの成果を収めているが、それとは別個に五〇年代末から行なわれている非ユダヤを中心とした元強制労働者たちによるドイツ国内での訴訟のほとんどは、民事事件の最高裁に当たる連邦通常裁判所段階では、全て原告敗訴に終わっている。例えば、一二九五人の非ユダヤ系ボーランド人が、IGファルベンを相手取って、労働に対して支払われるべき最低賃金と親衛隊への上納金の差額によって生じた不当な利得の返還と、労働法上の福祉義務を怠り、健康被害を与えた不法行為に対する損害賠償を請求した訴訟で連邦通常裁判所は一九六三年二月、ロンドン債務協定第五条第二項⁽⁴⁶⁾を根拠に、強制労働に対する請求権は「戦争指導との内的な関係から生じた典型的な国家間賠償」であるとして、控訴審の判決を支持し、訴えを棄却した。この事件では、ポーランドが債務協定の締約国でないため、同協定を適用し得るかが問題になつたが、裁判所は、協定の承諾法によって協定は国内法になつておらず、私法上の関係にも直接的な効果を及ぼすと判示している。⁽⁴⁷⁾

強制労働への補償請求裁判で成功したと言える唯一の例外は、ビュッsing社に対して不払いの賃金の支払いを求めて訴訟を起こしたアドルフ・ディアマントのケースである。ブラウンシュヴァイク地方裁判所は一九六五年六月、原告の訴えを認め、被告に賃金支払いを命令した。しかし裁判所が一時間当たりの賃金を一ライヒス・マルクと計算したため、一九四八年の通貨改革の際の交換レート十対一に従つて、ディアマントは一七七八時間の労働に対して、一七七・八マルクを得たにすぎなかつた。⁽⁴⁸⁾

つまりところ、裁判所が、ロンドン債務協定第五条第二項が「強制労働」問題に対しても法的効果を及ぼすという解釈を取つていたため、ドイツ国内の訴訟によつて企業から実質的に意味のある「補償」を勝ち取ることは極めて困難であったと言える。ドイツ国内の判例法が、「強制労働」それ自身に対する補償請求権を認めない一方で、国際世論を味方にした対独物資請求ユダヤ人会議が裁判外の交渉を通じて大企業から（法的な責任を伴わ

ない）「事実上の補償」の支払いを受ける裁判外紛争処理のみが進行していく。旧東欧地域に居住する非ユダヤ系の元強制労働者たちの多くは、前者に該当するためいかなる補償も受け取らない状態が続いた。こうした状況は、後で述べるように、九六年の憲法裁判所判断で、ロンドン債務協定との関係について新たな解釈が示されるまで続くことになる。

（2）東欧諸国との「和解基金」の設置

西ドイツ政府は、BEG第四三条第三項における「自由の剥脱」に関する規定に基づいて⁽⁴⁹⁾、ナチスの迫害の被害者が強制労働に従事させられた場合は、「自由の剥脱」と見做して、BEGによる補償を認めてきたが、強制労働それ自体による「補償」は行なわず、裁判所もそれを支持してきた。非ユダヤ系の東欧の元強制労働者の多くは、BEG第一条第一項に言う「ナチスの不法」の被害者とは認められないので、第四三条第三項の規定が適用されてこなかつた。そのため八〇年代後半から東欧諸国では、（西）ドイツ政府に対しても「強制労働」などのナチスの迫害に対する「補償」を求める声が次第に強くなっていた。八九年秋からの東欧諸国の政変とドイツ再統一に向けての動きの中で、東欧諸国とドイツ連邦共和国の関係が密になつてくるにつれて、この動きは加速されていった。ドイツ・ポーランド関係では、九〇年八月のポーランドのマゾヴィエツキ首相と西ドイツのコール首相の会談を機に「補償」問題解決に向けて具体的な話し合いが始まり、九一年六月に、ドイツ側が人道的な配慮として、ナチスの迫害によって重度の被害を受けた人のため五億マルクを拠出し、それを資金として「ドイツ・ポーランド和解財團 Stiftung Deutsch-Polnische Aussöhnung」を設立することで合意に達し、同年十月に両国政府の間で覚え書き⁽⁵⁰⁾が交換された。基金を運営し、具体的な給付の対象や要件を定めることは、ポーランド側の裁量に任される。

ただし、この交換覚え書きでは、「財團」は「ナチスの不法」に対する「補償」のための財團とは位置付けられておらず、もっぱらナチスの迫害を受けた人々の内で経済的に困窮している人々に対する人道的給付として性格付けられている。つまり、法的には先に述べたAKGの枠内での苛酷給付と同等なものであり、ドイツ連邦共和国としての補償責任を認めただうえで、BEGの基準を援用している西側諸国との「包括的補償協定」とは異なるものである。⁽⁵⁾ 実際に補償の対象になつたのは、ポーランド国内に居住する①強制収容所、刑務所、ゲットーの抑留者②いわゆるポーランド収容所の抑留者③強制労働者④居住地で奴隸労働を強制された孤児⑤ホロコーストの子供たち（幼少時に連行され、ドイツ化された子供たち）——などである。この財團によつて支援を受けた人の数は五十万人近くに上つたが、ポーランドで強制労働に動員された人の数は二百五十万人と推計されており、そのごく一部が給付を受けたにすぎない。

ただし、そうした現実的な不備の反面で、ハンブルク発電所（H E W）がドイツ企業としての責任を認めて、この基金に資金提供することを申し出るといううポジティヴな展開も見られた。⁽⁶⁾ これはある意味で、半官半民で運営される「記憶・責任・未来」財團の先駆けとも言つべき動きと見ることができる。

ポーランドに次いで、ロシア、ウクライナ、ベラルーシ三國とドイツの間でも、一九九三年三月三十日の交換覚え書きで、「協調及び和解」財團の設立と、ドイツ側がこの基金に一〇億マルク拠出することが取り決められた。チエコとの間でも同様の交渉が進められたが、同国とドイツとの間の関係では、戦後、ズデーテン地方（現、チエコ領）から迫害・追放されたドイツ系住民に対する補償を求める声がドイツ国内に強かつたため、ドイツ側からの一方的な資金提供は政治的に困難であった。最終的には、一九九七年一月の両国政府の共同声明に基づいて、ドイツ側の一方的な拠出ではなく、チエコ側も拠出する形での「将来基金 Zukunftsfonds」を設置することで合意に達した。具体的には、ドイツ側が一億四千万マルク、チエコ側が二千二千五百万マルクを拠出し、相

互四名ずつの管理委員会が運営に当たることになった。基金の五〇%以上はナチスの被害者のために給付されるが、後は、両国間の青少年の交流、文化事業などのために用いられる。

こうした「和解財団（基金）」による紛争処理方式は、「強制労働」問題を中心としたBEGに言う「典型的なナチスの不法」以外のナチス迫害に対するドイツ連邦共和国の補償責任を認めたものではなく、また、全ての「被害者」を給付対象にしているわけではないという二点において不十分であつたが、東欧の強制労働者に対する「事実上」の補償を行つたことと、民間企業の参加があつたという二点においては、財團法に向けての具体的な進展であつたと見ることができる。

（3）連邦憲法裁判所判断とボン地裁判決

ドイツ政府が強制労働問題についての法的責任を認める大きな転機になつたのは、一九九一年に二十二人の元強制労働者たち（ユダヤ人）が「補償」を求めてボン地裁に提起した訴訟に関する九六年の連邦憲法裁判所判断と、それを受けた九七年の同地裁の判決であろう。⁽⁵³⁾原告二十二人の内二十一人が女性で、第二次大戦当時は十七人がポーランド国籍、四人がハンガリー国籍で、その内の四人は後にイスラエル、カナダ、アメリカの国籍を取得しており、一人は当時から現在に至るまでドイツ国籍である。彼らはドイツ軍占領地域で迫害を受け、アウシュヴィッツ強制収容所で、四三年九月から四五年一月にかけてナチス親衛隊の命令によつて、大砲の信管、榴弾、弾薬類を製造する強制労働者として私企業に差し向けられた。企業は親衛隊に対しては、原告一人一人の労働に対する報酬を支払つているが、原告たち本人は賃金を受け取つていない。原告らはドイツ連邦共和国に対して、労働給付の対価として八一〇〇マルクから一二〇〇マルクの支払いを請求した。

ボン地裁は、原告の訴えには根拠があることは認めたものの、以下の二点に関して連邦憲法裁判所の判断が必

要であるとして、九三年七月付けでこの事案に関する連邦憲法裁判所に対する「意見呈示 Vorlegung」を行っている。この「意見呈示」では、以下の二点が問題にされている：①戦争の物質的帰結は、国家間の合意を通じてのみ解決されるという国際法上の原則が、本件で争点になっている強制労働から生じる支払い請求の問題をどこまで拘束するか②（ドイツ人原告の女性に関して問題になる）ドイツ帝国に対する請求権は、AKGが別段の規定を置かない限り、消滅するというAKG第一条第一項の規定は、基本法三条に言う平等の原則に反し、違憲ではないのか。⁵⁴⁾

これに対して連邦憲法裁判所は九六年五月に、ポン地裁は、「意見呈示」の根拠を明確にしていないとして却下する決定を下した。ただし決定理由の中で連邦憲法裁判所は、本件に関わる法解釈について、いくつかの重要な判断を示している。②の論点については、AKG第一条第一項の規定は違憲ではないという従来の判例に従つた判断を示しているが、①については、国家間の合意による解決の有無は、個人の補償請求権とは無関係であるとして、先に述べた民間企業に対する補償請求訴訟の連邦通常裁判所判決とは異なる判断を示している。判断理由の中で以下のように述べられている…

ところで、戦争の結果と関連する補償の取り決めが、国際法、とりわけ平和条約の枠内でしかなされない、もしくは、そうした補償についての既存の条約が最終的なものであるという意味での「排他性」に関する国際慣習法上の規則は存在しない。⁵⁵⁾

つまり連邦憲法裁判所は、戦争の結果生じてくる被害に対する「償い」は、国家間賠償の枠組みでのみ履行されるべきであり、個人の補償請求権は認められないとしてきた政府見解、従来の判例とは異なる判断を示し、「ロ

ンドン債務協定—全ドイツの平和条約】問題とは無関係に、強制労働によって受けた被害に対して個人が補償請求する可能性を開いたわけである。

これを受けボン地裁の民事第一法廷は、九七年九月に、原告の内、これまでBEGによる補償を一切受けていないイスラエル国籍の原告の請求を認めて、ドイツ政府に一万五千マルクの支払いを命じるが、他の請求は棄却する判決を下した（他の原告はBEGによる補償を既に受けていた）。地裁は判決理由の中で、ナチス国家の犯した不法な行為に対し、その後継国家であるドイツ連邦共和国は責任があることを認めたうえで、①ロンドン債務協定第五条二項で言う「全ドイツの平和条約の締結」は、ドイツ統一に際して一九九〇年九月十二日の二十四条約と、同年十一月十四日のドイツ・ポーランド国境条約によって既に達成されており、もはや同協定を根拠に「補償」請求権の審査を先送りにすることはできない②ロンドン債務協定で問題にされている「国家間賠償Reparation」という概念は、「国家社会主義の不法に対する償」*Wiedergutmachung* nationalsozialistischen Unrechts」という概念と明確に区別されねばならず、原告がユダヤ民族の一員として過酷な生活・労働条件を強いられたことは、戦争の一般的な結果というよりも典型的な「ナチスの不法」の概念に属するものと見做される——との判断を示している。⁽⁵⁶⁾ ただし、こうした「ナチスの不法」に対する補償は既にBEGに従って給付されているという理由から、BEGによる「補償」を受けた他の原告の訴えは認められなかつた。九八年六月のブレーメン地裁の判決でも、同様な理由から、三人の原告の内、BEGでの補償給付を受けていない原告に対してだけ、補償請求権が認められている。⁽⁵⁷⁾

「連邦憲法裁判所判断→ボン地裁判決→ブレーメン地裁判決」の流れにおいて注目されるべきは、①「強制労働」も、「戦争の帰結」ではなく、「典型的なナチスの不法」というカテゴリーに属するものと見なされ得ること②戦争の結果から生じてくる個人の補償請求権が、国際法的な枠組みの内でのみ解決されねばならないこと——

ーが司法の場で認められたことであろう。これによつて、「強制労働」を、「典型的なナチスの不法」に対する補償の枠から排除してきた連邦政府側の論拠は崩れることになった。特に第二点は、戦争との関連で生じてきた被害に対する個人の補償（もしくは賠償）請求権は認められない、という立場を依然として取り続けているわが国の判例とは極めて対照的である。⁽⁵⁸⁾ 太平洋戦争中に旧日本軍が占領していたフィリピンで、「従軍慰安婦」にされて性的暴力を受けたとして、フィリピン人女性四十六人が日本政府を相手に損害賠償を求めていた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は二〇〇〇年十二月六日、請求を全面的に退けた一審・東京地裁の判決を支持して、控訴を棄却した。判決は、旧憲法下では国の権力的作用で国が民法上の損害賠償責任を負うことはないとする「国家無答責」の原理を擧げて請求権の存在を否定すると共に、「戦争における軍隊の違法な行為の処罰、加害国家の責任、被害者に対する賠償責任などの問題は国際法の枠組みで解決されるべき事柄」⁽⁵⁹⁾として、「排他性の原則」を前提とした根拠付けを行つてゐる。無論ドイツでは、二〇世紀初頭に制定されたブロイセンの職務責任制度以降、國家の賠償責任をめぐる法体系が第二次大戦前に既にかなり整備されており、⁽⁶⁰⁾かつ、戦後の新憲法（基本法）下でBEGを初めとする「ナチスの不法」に対する補償制度の法制化が進んでゐるので、そのような法理的前提を欠いているわが国の場合と単純に比較できないが、少なくとも、「国家間賠償」と「個人の補償請求権」の関係についての解釈に大きな隔たりがあるのはたしかだらう。

いずれにしてもドイツの補償の法理においては司法の新たな判断によつて、「ナチスの不法」に対する「補償」の範囲を限定するための道具としてロンドン債務協定第五条第二項を援用しようとする政府側の論理が揺らぐことになつた。

四 「補償財団」設立に向けて

(1) 緑の党と社民党の提案

二国間の「和解財団」方式による政治的解決や、ポン地裁などの訴訟が進められている一方で、ドイツ連邦議会では、八〇年代末から、当時野党であった緑の党とSPDを中心に、「強制労働」に対する補償制度の立法化に向けての一連の提案が成されている。緑の党は八四年と八六年に、民間企業の資金提供による強制労働者への補償のための基金創設を連邦議会に提案したが、いずれも議会の多数派の賛成を得られず、否決されている。しかし同党が八九年六月に新たな提案を提出した時には、以前と情勢が変化していた。同党はこの時、「ナチスの強制労働に対する補償」法案、ポーランドとの間の元強制労働者に対する補償のための包括的協定を結ぶように政府に求める決議案、一九八六年一月十六日の強制労働者を使用した企業に補償を求めるヨーロッパ議会の決議を受けて、当該企業に対して補償給付を行うよう働きかけることを政府に求める決議案を一括提案している。これに刺激される形で、それまで強制労働問題に積極的に取り組んで来なかつたSPDも同年九月、同様の目的のための財団設立法案を出した。同年十二月には、これらの野党のイニシアティヴを受けて、連邦議会で、強制労働への補償をめぐる法的問題について専門家からの意見聴取が行われた。九〇年五月には、当時の与党であるキリスト教民主同盟・社会同盟(CDU/CSU)と、自由民主党(FDP)から指名された専門家たちからも、ドイツが人道的な見地から法律外の補償を行うことは何ら法的問題がないとの見解が示された。九〇年十月連邦議会は、連邦政府に対し、強制労働者に対する補償問題が過酷救済給付によつて解決可能であるか検討すること、及び、関連企業と接触することを求める決議案を採択している。⁽⁶⁾

先に述べた、九一年のボーランドとドイツの間の「和解財団」設立を初めとする、和解財団や将来基金の設立

による政治的な解決を通して、緑の党の提案の一部は実現されたわけであるが、これだけでは法的根拠付けの面でも、規模の面でも、「強制労働」一般に対する補償と言うにはほど遠いことは明白であった。九四年二月に連邦議会は、政府の不作為を批判したうえで、東欧の元強制労働者の救済のために、東欧諸国との間で設立された四つの財団に、企業が資金提供するよう働きかけることを政府に要請する決議案を採択した。しかしCDU／CSUとFDP連立政権側の反応は鈍く、具体的な措置が取られないまま、既に述べたように九六年に連邦憲法裁判所判断が提示され、九七年にはボン地裁の判決が出されるに至った。

こうした司法の動きとも連動して、「九〇年連合・緑の党」⁽⁶²⁾は九七年十一月に連邦議会に、連邦と、強制労働の受益者、特にドイツ産業の拠出による「ナチスの強制労働に対する補償財團」設立法案を提出した。この法案は、①強制労働に対する未払いの賃金の補償②強制労働の苛酷な条件に対する補償——を骨子としており、これまでドイツの補償関連の法体系ではカバーしきれなかつた領域を対象とするものであつた。拠出額は、連邦予算から一九九八年に一億マルク、その翌年からは必要な額を提供し、企業もそれと同額を負担するとされている。⁽⁶³⁾

この法案自体は実現するに至らなかつたが、九八年九月の連邦議会選挙で、SPDと九〇年連合・緑の党連立政権が成立した前後から、強制労働に対する補償立法を求める動きがドイツの内外で強まっていった。同年十月二十日に両党派の間で結ばれた連立協定の第九項目第二点「復権と補償」で、「忘れられた被害者」を対象にした「ナチスの不法への補償」連邦財團と、ドイツ産業界も参加する「ナチスの強制労働への補償」連邦財團を創設すべきことが明記された。⁽⁶⁴⁾この合意に基づいて新しい連立政権は、補償のための財團設立に向けて法制定の準備を開始したが、矢野久教授が指摘するように、このプロセスを始動させるうえで最も大きな政治的な影響を及ぼしたのは、米国において九八年に入つてから相次いだ、ドイツ企業を相手取つての一連の訴訟である。⁽⁶⁵⁾

(2) 米国での「クラス・アクション」とドイツ産業界の「イニシアティヴ」

米国での一連の訴訟のきっかけになつたのは、四十年間にわたつてドイツ政府に對して強制労働に對する「補償」を求めていたヒューゴー・プリンツの訴訟であるとされている。第二次大戦時に米国民としてスロヴァキアに在住していたプリンツは、一九四二年にユダヤ人の子孫であったことを理由に、ナチスによつて逮捕され、いくつかの強制収容所を廻しにされ、その間奴隸労働を強いらされた。彼は九二年に、ドイツに對して「損害賠償」を求める訴訟を起こした。コロンビア特別区巡回裁判所での第一審では、原告の訴えが認められたが、九四年七月コロンビア特別区巡回裁判所での控訴審は、外国の主権国家を外国において訴えることはできないという国際法上の「主権免責」の原則と、米国の国内法である連邦主権免責法(Federal Sovereign Immunities Act: FSI Act)の規定に従つて、原告の訴えを退けた。これに對して米国下院は、第三帝国の問題に関しては、ドイツ連邦共和国を「主権免責」の適用除外とする法案の審議を開始した。この法案自体は可決されるに至らなかつたが、こうした動きが米国政府に影響を与え、クリントン大統領も、コール首相との首脳会談でこの問題を取り上げた。更にプリンツは、強制労働者を使用したヘキスト社などの民間企業に対する訴訟も開始した。この圧力を受けてドイツ政府は、九五年九月に米国政府との間に協定を結び、プリンツや、その他の米国在住の元強制労働者に対しても三百万マルクを支払つた。⁶⁶⁾

この後も強制労働を使用した民間企業に補償を求める訴訟が米国内で相次ぎ、九八年三月に大戦中にドイツのケルンで強制労働者を使用して利益を得たとして、米国のフォード本社とケルン・フォード社に對する「クラス・アクション」がベルギー国籍の女性によつて、ニューヨークの連邦地方裁判所に提起された。九九年三月にはカリフオルニア州高等裁判所にドイツ銀行やドレースデン銀行、コメルツ銀行などの金融機関やルフトハンザに対するクラス・アクション、九九年六月にはニューヨーク州地方裁判所にダイムラー・クライスラー、BMW、

フォルクスワーゲンなど十七のドイツの代表的企業に対するクラス・アクションが、東欧に在住する元強制労働者によつて提起されている。周知のように、アメリカの「クラス・アクション」制度では、一つの「クラス」を「代表」する原告による訴えが認められると、その判決の効力がクラス全体に及ぶため、被告企業側が敗訴した場合、一企業当たり数十億マルク単位の補償を支払わなければならぬ可能性も出てきたわけである。また、ドイツ国内でもドイツ企業を相手取つた五千以上の訴訟が提起されている。しかもそつした内外の訴訟と並行して、これらの企業を名指ししてのネガティブ・キャンペーンが、各種マスコミを媒体として展開されたので、訴訟を長引かせれば、大規模な不買運動に繋がり、アメリカを始めとする世界各地でのこれらの企業の経済活動に深刻なダメージを与えることになりかねない情勢が生まれてきた。

そのため、元強制労働者への補償問題を早急に解決すべく九九年二月、十一のドイツ企業 (Allianz AG, BASF AG, Bayer AG, BMW AG, Daimler-Chrysler AG, Deutsche Bank A, Degussa-AG, Dresdner AG, Friedr. AG, Krupp AG, Hoesch-Krupp AG, Hoechst AG, Siemens AG, Volkswagen AG) が、ハーメルン首相との話し合いのうえで、元強制労働者とナチス支配のその他の被害者のための人道的援助を行なうための「ドイツ経済の財團イニシアティヴ『記憶、責任、未来』」を創設した。⁽⁶⁾このイニシアティヴは、かつてドイツの諸企業が「十

チスの不法」に関与し、戦時経済体制に組み込まれていたことを認識したうえで、強制労働に対する「道徳的責任」は認めている。ただし、その一方で、企業の法的責任は認めておらず、イニシアティヴは自らの自由意志に基づく人道的援助であることを強調している。かつて、財團創設の前提として、ドイツ企業に対して、この問題についての「法的安定性 Rechtssicherheit」つまり、財團創設後は、米国内で「クラス・アクション」によつて訴えられることがないようにする法的保証が与えられるべきことを主張している。⁽⁶⁾企業側が、こうした法的な責任を伴わない「財團」方式による裁判外紛争処理に向けて積極的に動き出した背景には、「クラス・アクシ

ン」の原告になつてゐる元強制労働者たちがかなり高齢化していることから、企業の法的責任問題について決着を付けることにこだわつて裁判を長引かせるよりも、早期に企業側との包括的な協定によって、「事実上の補償」を受け取ることを選択するのではないかとの読みがあつたと見ることができる。⁽⁶⁸⁾

このイニシアティヴは、自らの「法的責任」を認めておらず、もっぱら「クラス・アクション」とボイコットを回避するための政治的手段として、人道援助を提案しているわけであるから、それ自体としては、五〇年代から六〇年代にI・G・ファルベンやクルップが行なつた人道的見地からの「支払い」を拡張したものにすぎないようにも見えるが、①連邦政府が交渉に関与していること②米国での「クラス・アクション」に対抗する「法的安定性」が争点になつていること——の二点において、少なくとも従来の非公式的な「支払い」とは異なつてゐると言えよう。強制労働に対する企業の責任問題を解決するための法的枠組みの必要性がクローズアップされたのである。

ドイツ政府は、こうした産業イニシアティヴを受ける形で、米国政府との交渉を開始することになる。五〇年代にドイツ連邦共和国と、イスラエルや西側諸国との間で締結された「包括的補償協定」をめぐる交渉では、「ナチスの不法」に対する後継国家の補償責任が直接的に問題にされたわけであるが、この場合はむしろ、（必ずしも「ナチスの不法」に属するとは見做されない）「強制労働」に対する企業・国家双方の責任問題をめぐる交渉を、政府が一括して行なうという形式が取られたわけである。

（3）政府間交渉と「法的安定性」

交渉が本格化したのは、九九年七月にドイツのラムズドルフ元蔵相（FDP）がシュレーダー首相によつてこの交渉の政府代表に任命されてからである。交渉は主に、米国政府を代表するエイゼンステート財務次官と、ラ

ムズドルフ代表の間で進められ、それに対独物資請求ユダヤ人会議、東・中欧の政府代表团、アメリカの弁護士が参加する形を取つた。

交渉の中では、「財團」の枠組みと規模に関する問題が争点として浮上した。経済イニシアティヴは当初、公法的な拘束を受けない、自主的に運営される財團を設立することを考えていたが、交渉の過程の中で、そうした民営の財團と政府が設立を計画している「ナチス強制労働補償財團」とが同時平行的に存在するのか、それとも、両者を統一した公法的な (öffentliche-rechtlich) 性格を持つ財團を設立するのかが議題になつた。二つの財團が同時平行的に存在することになると、元強制労働者が、双方に對して申請を行なわねばならない場合もあり、手続きが煩瑣になる恐れがあつた。十月六日、七日の交渉では、この点が論議され、全ての元強制労働者に對して公正に「補償」を行なうという見地から、統一的な公法的な権利能力を持つ財團を創設することが確認された。⁽⁶⁹⁾ 財團への拠出額の規模について、企業側と連邦政府は十月の時点では、六〇億マルク（企業側が四〇億マルク、政府が二〇億マルク）⁽⁷⁰⁾ という案を出していたが、十二月十七日には、最終的には、額を百億マルク（政府と企業の折半）まで引き上げたうえで、受給対象者を元強制労働者だけではなく、銀行・保険などで被害を受けた人まで拡大することで、合意が成立した。⁽⁷¹⁾

この合意を受けて、同日、ラウ・ドイツ連邦共和国大統領が元強制労働者たちに對して赦しを諂う演説を行つた。十二月二十七日には財務省によつて法案が作成され、ドイツ内外からの批判を受ける形で修正を加えられ、三月二十二日の閣議決定を経て、四月十四日には連邦議会の全会派によつて共同提出された法案の第一読会が行われている。しかしながら法案の審議が進んでいる間も、財團設立をめぐる交渉においては新たな問題が出てきた。一つは、注(2)で言及したように経済イニシアティヴに参加を表明する企業が少なく、企業側の負担部分が充足されない恐れが出てきたことである。これについては、シュレーダー首相やラムズドルフ代表等が再三に

わたって、強制労働を使用した企業及びその後継企業に、今後の国際社会での活動を考えて参加するよう呼びかけを行なつており、SPDの院内議員団長ペーター・シュトルックは場合によつては法律によつて強制する可能性さえ示唆しているが、この問題は依然として解決されておらず、連邦議会は見切り発車で、法案を先に可決する形になつた。⁽⁷²⁾

もう一つの大きな問題は、経済シニシアティヴに参加した企業が懸念する「クラス・アクション」に対する「法的安定性」である。ドイツ国家に対する訴訟は、先に言及したFSIAによつて棄却することが可能であるが、ドイツの民間企業に対する訴訟を米国政府の判断で棄却してしまつ法的根拠はない。また見方によつては、「クラス・アクション」自体が、個別に提起される可能性のある訴訟を「クラス」概念によつて一本化し、包括的結論を得ることを目的とした訴訟形式であるから、「クラス・アクション」によって「判決」を出してしまつことが解決策であるという見方も可能である。⁽⁷³⁾無論その場合、企業側が「財團」に参加する意味がなくなるので、財團法による解決策は挫折してしまつ。六月二日には、米国とドイツの両政府の間で、財團創設についての「協定」が調印される予定であつたが、企業側が、「クラス・アクション」を終決させるための保証を米側に強く求めたため、調印は延期になつた。六月十二日に行なわれた再交渉では、ドイツ企業に対する訴訟の棄却はアメリカの外交政策上の利益表明であり、アメリカ政府はそのためあらゆる手段を取ることを言明するアメリカ側の「意見表明 statement of interest」を、協定の中に組み込むことで決着をみた。

七月十七日にベルリンで調印された「記憶、責任、未来」財團についてのドイツ連邦共和国とアメリカ合衆国との間の協定」は、その第一条第一項において、以下のように言明している：

協定締結者は、「記憶、責任、未来」財團が、国家社会主義時代及び第二次大戦時に生じ、ドイツ企業に対し

て現在主張されている、あるいは将来において主張され得る全ての請求権を網羅しており、かつ、財團がこれらの請求権の唯一の法的可能性にして、独占的形態であることが両者の利益であることに合意する。⁽⁷⁴⁾

第一条第一項では、第一条第一項に基づいて、米国の裁判所に對してそのような訴訟が提起された場合、米国政府は裁判所に對して、アメリカの外交上の利益という視点から、棄却するよう示唆すべき」とが明記される。また第三条三項では、アメリカ合衆国は、ドイツ連邦共和国に對していかなる国家間賠償請求(Reparationsansprüche)も提起しないこと、同第四項では、合衆国は、第二次大戦・國家社会主義時代の問題に關してドイツ連邦共和国の国家主権免除(Staatenimmunität)が疑問に付されることがないよう、あらゆる適切な手段を講ずることが言明されている。つまり協定は、財團法の制定の見返りとして、米国側が、自国内でのドイツ国家及び企業に対する訴訟を、法的に終結するよう努力することを約束するという性格を持ったものなのである。協定の付属文書BII「意見表明」では、米国政府の「外交上の利益」と、ドイツ企業に對する「訴訟の棄却」の間の関係がより詳細に規定されている。Bの第三項では、以下のように述べられている。

大統領が一九九九年十一月十三日付けの書簡で表明しているように、アメリカ合衆国の外交的利害に關わる訴訟を棄却する」とは、まさにアメリカの合衆国の外交的利益である。合衆国は、あらゆる妥当な法的根拠から棄却を薦めるものである（その際に、アメリカの法制度に従って、決定権はアメリカの裁判所にある）。合衆国は、財團との関連において、國家社会主義と第二次世界大戦の關係でドイツの企業に對して提起される全ての訴訟を棄却するよう努力することが、合衆国の持続的で、大いなる利益であることを明らかにするものである。合衆国は、訴訟棄却についての自らの外交的利益を、以下のような形で包括的に明らかにする。⁽⁷⁵⁾

このように、政府間協定自体は、訴訟を棄却することが米国の外交的利益に適うものであるという米政府の見解と、そうするよう裁判所に働きかけるとの努力目標を表明しているだけで、米国の国内法上の効力をどの程度持ち得るのか明確ではない。しかし、この政治的な努力目標を受ける形で、米国の裁判所は棄却に向けての検討を開始し、十一月十三日には、ニューアーク連邦地方裁判所のウイリアム・バスター判事が、約五十件のドイツ企業に対する「クラス・アクション」の棄却を決定したことを発表した。⁽⁷⁶⁾ 銀行や保険会社に対する訴訟も棄却される見通しとなつた。これによって、「クラス・アクション」ではなく、「財團」方式によって「補償」問題を解決するための法的枠組みが「一応」形作られたことになる。無論、元強制労働者の中にも「財團」からの給付ではなく、「裁判」による解決を求める人が出てきた場合、政府間協定に基づく訴訟棄却の方針を司法の場で貫けるのか、という米国の国内法上の問題が起つてくることも予想される。また、企業から拠出される資金が不足したままの状態が続ければ、補償の給付に支障が生じる恐れもあり、現実的な課題は残されている。米国の国内法における訴訟の仕組みと、国家間関係が絡み合つていて複雑な問題を、政治的判断に基づいて暫定的に処理したという観は否めないだけに、財團法の前文にも明記されている「法的安定性」自体が揺らいでくる可能性がないとは言い切れない。

五 「人道に対する罪」と「補償」

これまで見てきたように、「財團法」の成立の法理的な意義は、B E Gを中心として構築された従来のドイツの戦後補償の法体系ではカバーされなかつた「強制労働」に対する「償い」を制度化すべく、補償の根拠となる「ナチスの典型的な不法」概念を拡張したことにあると言えよう。一〇〇〇年四月月十四日の連邦議会での法案

第一読会に際しての演説でシュレーダー首相は、強制労働は「ホロコースト」という名で知られる野蛮の「周辺」的な出来事ではなく、この犯罪の核心部に位置していると明言した。同首相は、アウシュヴィッツに代表される「絶滅収容所 Vernichtungslager」の多くは、もともと労働を通して人々を「絶滅」させるための強制労働者を収容する収容所として建設されたものであり、強制労働はナチスの経済体制の支柱であったとの認識を示している。⁽⁷⁸⁾ このシュレーダー演説は、「ナチスの不法」に対するドイツ連邦共和国の補償責任を認めた五〇年のアデナウア一演説を内容的に補完して、（戦後補償の法理において）「ナチスの不法」の意味するところを、ニュルンベルク裁判において裁かれた「人道に対する罪」の規定により近付けたものと言えよう。

また「強制労働」が「ナチスの典型的な不法」のカテゴリーに属するものと認められたことによつて、同時に、「強制労働」は一般的な戦争結果に関わる問題であつて、（ロンドン債務協定に従つて先送りされている）「国家間賠償」を通してしか解決することはできないとする、九六年まで通説となつてゐた法解釈が、事実上意味をなさなくなつた。シュレーダー演説で言明されたように、ナチスによる強制労働者の使用が、「ホロコースト」の中核に位置するとすれば、これを一般的な戦争の結果と主張する論理はもはや成り立たない。別の角度から見れば、「ナチスの典型的な不法」の範囲を拡大したこの立法措置によつて、国際法上の「排他性の原則」の有効性を問題にしなくとも、「強制労働」に対する補償を給付することが可能になつたのである。

財團法のもつ一つの特徴は、国家と民間企業が「強制労働」問題に関して共同責任を認めたうえで、統一的な補償体制を確立したことにあるだろう。従来は、「典型的なナチスの不法」に対する補償請求は国家に対してもされ、「強制労働」に対する補償請求は企業に対してもされるという二元化された状態になつてゐたが、公法的な権利能力を持つた「財團」が統一的な補償給付の主体となつことによつて、一人当たりの支払い限度額が制約されているとはいへ、民事的な損害賠償請求と「ナチスの不法」に対する補償請求に同時に応えられる仕組み

ができあがつたと言える。無論、既に述べたように、「財團」を通しての「補償」に一本化するために、政府間協定に従つて、米国内の「クラス・アクション」を棄却するという手続き的にかなり疑問のある手法を採用してしまつたため、後で複雑な法的問題を生み出す要因を作り出したことは否定できない。

最近、こうした「財團」による解決方式を、日本における戦後補償問題にも応用すべきだとの議論がなされている。日本に強制連行された中国人労働者が苛酷な労働条件に反発して、暴動を起こし、多数の被害者を出した「花岡事件」における和解が、二〇〇〇年十一月二十九日に東京高裁で成立した際にも、ドイツとの対比がなされた。鹿島が五億円の基金を設立し、被害者の生活補助や遺族の自立や育英に当てるなどを決めた点が、ドイツでの「記憶、責任、未来」財團による補償と比較されたわけである。「戦後補償立法を考える弁護士の会」の今村嗣夫座長は、この和解について以下のようにコメントしている。

今回の和解は、謝罪と補償が一体となつてゐる点や、政府の戦後補償政策にも影響を与えるという点で評価できる。しかし、強制連行はあくまでも政府の行為による戦争に基づくもの。政府の責任が問わわれるのはおかしい。政府も責任を認め、ドイツのように政府と企業折半で出資して基金をつくるのが筋だ。⁽⁴⁾

しかしながら、日本政府が自らの責任を認めるにはその大前提として、先に元従軍慰安婦女性への補償問題について触れたように、戦前の「國家無答責の原則」の問題と、国家間賠償と個人的請求権の相関関係をめぐる問題についての解釈を変更することが必要である。ドイツは前者の問題はもともとクリアしているうえ、後者の問題についても、九六年の憲法裁判所判断以降、国際法上の「排他性の原則」の成立は認めないという方向に流れが変わり、財團法の枠組みの中で、「国家間賠償」とは無関係に個人に対する「補償」を行なうことが可能にな

つた。更に言えば、ドイツは「人道に対する罪」に相当する「ナチスの不法」に関しては、後継国家であるドイツ連邦共和国が「補償」の責任を負うという法理を、既に占領期から五十年以上にわたって漸進的に形成しており、「補償」の法的根拠を常に明確にしてきたが、日本では、そうした補償に関する法理は皆無と言つてい状況である。少なくとも、戦前の日本国家が犯した「何の罪」に対して補償する責任があるのか法的に概念化しない限り、ドイツを模倣しようという議論は空論に終わらざるを得ないだろう。

また、鹿島建設が基金を創設するものの、自らの「法的責任」は認めないと明言している点に着目すれば、ドイツの戦後補償でこれに相当するのは、五七年から六〇年前半にかけてのI・Gフアルベンなどと対独物資請求ユダヤ人会議の間で結ばれた一連の「和解」であろう。つまり、企業に対する「賠償」もしくは「補償」請求の面でも、日本はドイツより四十年以上遅れているわけである。

ドイツにおける「戦後補償」も、ここまで見てきたように、ドイツを取り巻く国際政治・経済状況によって大きく左右され続け、外からの圧力によつて「ナチスの不法」概念の外延を拡張してきたわけであるが、政治的な判断によつて無原則に補償を実行してきたわけではなく、「補償」の対象となるべき「不法」の内容を明確に規定し、関連する国内法や国際法との整合性について、政治及び司法の場でかなり詳細な議論を積み重ねてきたのである。そうした法理的な精密化は、補償の対象を限定するという政治的意図の下に成されてきたという側面はあるものの、それによつて法的責任の所在が次第に明確化されたことはたしかだろう。廣渡教授は、こうしたドイツ戦後の補償の在り方は、日本に比してより「法化」されていると評している。^[80]こうした「法化」を進展させてきたことによつて、ドイツは「ナチスの不法」に対する無限の責任を引き受けることなく、一定の決まつた枠の中で、補償政策を実行することができたと言えよう。

最近の現代思想の文脈における「補償」論では、デリダの『法の力』^[81]を参照しながら、「（措定された）法 das

Gesetz=das gesetzte Recht の枠内に回収しきれない、他者（被害者）に対する無限の「責任＝応答可能性 responsibility」へして「正義 Gerechtigkeit」を強調するポスト・モダン的な議論が流行っている。筆者へしてやられた議論において、長い間現実の政治や法に対して距離を取ってきた日本の哲学・思想史研究者たちが、「戦後補償」問題に関心を持つようになったのはポジティヴな傾向であると考えているが、いつまでも「無限責任＝正義」論を繰り返していると、「法」の枠内での「解決」の可能性がかえって見えなくなってしまうのではないかと懸念している。「他者」に対する「正義」論を原理的に展開しなくとも、日本の裁判所が「国家無答責の原理」を乗り越えるために、ジエノサイド条約などの国際法上の强行規範を適用することを本格的に検討しつつ、「排他性の原則」に関してドイツの裁判所と同程度に踏み込んだ判断をする」とができるのであれば、「補償」への障害のかなりの部分が取り除かれるはずである。現実には、日本の裁判所はそつした判断をする」とを回避し続けているわけだが、「法」に関わっている研究者は、「何故、回避するのか」という問いを先ず立ててみるべきだろう。

〔付記：本稿は一〇〇〇年十二月に書かれたものであるが、一〇〇一年一月になって、財團に対する企業側からの拠出金が不足しているため、米国での「クラス・アクション」の一部に関して、棄却の決定が延期されるという事態が生じた。公刊時には、更に情勢が変化している可能性もある〕

(注)

- (1) "Entschädigung"の訛語には、「補償」が当てられる場合が多いが、日本の法律用語としての「補償」には、「不法行為」に対する「(損害)賠償」とは異なるという意味が含まれているのに対し、"Entschädigung"の場合、その点が必ずしも明確で

はない。「損害賠償 (Schadenersatz)」は金銭や補償する (entschädigen) もらわる (ニイシ民法典二五〇条) ところ場合のもう一、「賠償」に近い意味で使われる場合もある。また後述する「Reparation (en)」における「賠償」という言葉が用いられることが多いので、しばしば混乱が生じる。本論文中では、便宜的に "Entschädigung" の訳語として「補償」を用いることとする。

(2) 企業側の負担は政府の予定通りに集まっている。二十万の企業に対して基金参加が呼びかけられているのに対し、二〇〇〇年十月初めの時点で参加を表明した企業数は四千五百に止まっていたり、依然として十七億マルクから十八億マルクが不足しているとされる。

(3) 同法案の概要については、以下の解説論文がある。矢野久「『記憶・責任・未来』基金の歴史的意義」「世界」六八二号(1999年十一月)。また、二〇〇〇年三月時点での「財團」設立をめぐる法的論議については、以下の報告書が刊行されている。ドイツ連邦共和国における「記憶・責任・未来」基金調査団編「ドイツ連邦共和国における『記憶・責任・未来』基金調査報告書」。この報告書には、松本克美教授による法案の訳も収められている。更に、同財團の設立をめぐる国際的情勢については、以下の論説がある。ボルカーネ・クライン(石川莊太郎・訳)「日本とは違う事情」。ドイツの「強制労働」補償問題を追う「正論」(川田四弓)(1999年六月)。矢野論文と調査団報告書では、「Stiftung」に「基金」という訳語を用いてゐるが、これでは、「Stiftung」内に設置される「Fonds」へ区別がつかなくなるため、本稿では「Stiftung」「財團」「Fonds」「基金」という訳語を並んで用いた。

(4) 「最終計画」に至るまでのナチスの反ユダヤ政策の変遷について詳しくは、以下を参照。栗原優「ナチズムとユダヤ人絶滅政策。ホロコーストの起源と実態」、一九九七年、ネルヴァ書房。また具体的な実行過程については、以下を参照。Raul Hilberg: *The Destruction of the European Jews*, revised and updated edition, 1997=ハウル・ヒルバーグ著、望田幸男・原田一美・井上茂子訳「ヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅」、一九九七年、柏書房。

(5) ニイシ大蔵省が発表している「戦後補償」に関する統計は、以下にてサイトで閲覗できる。Cf. State payments made by the Federal Republic of Germany in the area of indemnification, in: http://eng.bundesregierung.de/dokumente/Artikel/1/x_14155.htm

- (6) Ulrich Herbert; *Fremdarbeiter. Politik und Praxis des "Ausländer-Einsatzes" in der Kriegswirtschaft des Dritten Reiches*, 2. Auflage 1986, Berlin-Bonn, S.11.
- (7) Dietrich Eichholz; *Zwangsarbeit in der deutschen Kriegswirtschaft. Unter besonderer Berücksichtigung der Rüstungsindustrie*

dustrie, in: Stiften gehen. NS-Zwangsarbeite und Entschädigungsdebatte, hg. v. Ulrike Winkler, 2000, Köln, S.10–11.

(8) ハーバード大学国際軍事法廷の裁判所条例は、ハーバード大学、ロー・ペクールが開設した法律学部で開講や研究や研究。

Cf. www.yale.edu/lawweb/avalon/intm/intmconst.htm#art.6.

(9) ドイツ語の“Reparation (=Staatenhaftung)”には、戦争の結果生じてくる国際法上の国家間の賠償責任 (Haftung) を指し、個人が国家に対して請求できる“Entschädigung”とは明確に区別される。金銭や物による具体的な「賠償」が問題になる際には、通常、“Reparationen”とする複数形が用いられる。

(10) 九〇年の「ドイツ統一」に際して戦勝四ヵ国と両ドイツ国家の間で締結された「2+4条約」をもって、「全ドイツの平和条約が締結された」という見方も可能であり、「補償」問題をめぐる法的論議でもこの見方を支持する専門家も少なくないが、ドイツ政府はこの点については最終的な立場を明らかにしていない。

(11) SOSの経済本部を中心として組織・実行された強制連行と強制労働の実態については、以下を参照。矢野久「外国人労働者の強制連行—一九四一～四二年—を中心に」・井上茂子・木畑和子・永空三千輝・矢野久著『一九三ドイツ第三帝国と第二次世界大戦』同文館、一九八九年、一九九一(四二頁)。

(12) ドイツ企業が自主的に行ってくる「補償」の現状については、以下のウェブサイトを参照。<http://www.zweitausendeins.de/jumpin.cfm?URL=zwang.htm>

(13) Bundesgesetzblatt (BGBl) 2000 Teil I Nr. 38, S. 1263.

(14) 広渡清吾「ドイツにおける戦争責任と戦後責任」栗屋憲太郎・田中宏・広渡清吾・三島憲一・望田幸男・山口定著「戦争責任・戦後責任」日本ペリオナル出版、一九九四年、一八七頁。

(15) BGBl 1953 Teil I Nr 62 (S.1387–1409).

(16) Vgl. BGBl 1953 Teil I Nr 62; BGBl 1956 Teil I Nr 31(S.559–598); BGBl 1965 Teil I Nr.52 (S.1315–1341).五六六年の改正後

の法律の全体的な訳文は、以下の資料集に収められている。国国会図書館調査立法考査局編「外国の立法」第三四卷三・四号（特集 戦後補償）一九九六年、五五一～四〇頁。以下、この法律からの引用・参照には、この訳文を用いるが、本文稿での訳語、文章構成と整合性をもたせるため若干の変更を加えている。

(17) 朝日新聞戦後補償問題取材班編「戦後補償とは何か」、一九九九年、一一八—一一一頁参照。

(18) BGBl 1956 Teil I Nr. 31, S.563=「外国の立法（戦後補償）」、五七頁。訳文では、"Unrecht"が「違法」と訳されているが、これを「不法」に改めた。

- (19) ナチス時代に人道的な政策を正当化するために取られた立法・行政措置について詳しく述べ、以下を参照。南利明「ナチス・ドイツの社会と国家・民族共同体の形成と展開」、勁草書房、一九九六年、特に、三九一—四九六頁。
- (20) BGBl 1956 Teil I Nr. 31, S.563 = 「外国の立法（戦後補償）」、五七頁。
- (21) Ibid.
- (22) 属地主義の原則については、以下を参照。山田敏之「ドイツの補償制度」：「外国の立法（戦後補償）」、一〇一—一頁、一一一頁。
- (23) Vgl. BGBl 1956 Teil I Nr. 31, S.563–564 = 「外国の立法（戦後補償）」、五八頁。
- (24) これについては、以下を参照。広渡、前掲論文、一九七一—一九九頁。
- (25) BGBl 1953 Teil II Nr.14, S.340 = 「外国の立法（戦後補償）」、一七四頁。
- (26) BGBl 1954 Teil II Nr.3, S.202.
- (27) ナチスの迫害に対する「償い」は“Wiedergutmachung”とも翻訳される。この言葉は、法律用語としても用いられるが、「不正 Unrecht」を正して、再び本来の状態に戻すといった道徳的な意味でも用いられる。日本では、この語を「補償」と訳す場合が多いが、そうすると、「補償 Entschädigung」の区別が付かなくなるので、敢えて「償い」と訳すこととした。法律用語としての“Wiedergutmachung”的意味については、以下を参照。山田、前掲論文、一一一—一頁／国家間での「償い Wiedergutmachung」のために国際条約に基づいて支払われるのは「賠償 Reparation」であるが、ドイツが他国に在住する被害者に対して「包括協定」という形で支払った「対外的な償い」がこれに相当するか否かは法律的に議論の分かれるところである。この点については、以下の論解を参照。Burkhard Heß ; Völker- und zivilrechtliche Beurteilung der Entschädigung für Zwangsarbeiter vor Hintergrund neuerer Entscheidungen deutscher Gerichte in: Entschädigung für Zwangsarbeit. Rechtliche, historische und politische Aspekte, hrsg. v. Klaus Barwig/Günter Saathoff/Nicole Weyde, 1998, Baden-Baden, S.83–89.
- (28) 通常「ルクセンブルク補償協定」と呼ばれているものは、ドイツ連邦共和国とイスラエルの間でルクセンブルクで結ばれた協定と、それと同時に對独物資請求ユダヤ人会議との間で調印されたハトケ協定書の双方を指す。
- (29) ルクセンブルク協定の批准に至るまでのドイツとイスラエルの外交交渉については、以下を参照。①ヒヤエル・ウォルフソン『ホロコーストの罪と罰。ドイツ・イスラエル関係史』新山伸一訳、講談社、一九九五年、四二一六五、一〇五一—〇六頁②鹿島守之助「新生西ドイツ。アテナウアーを中心にして」鹿島研究所出版会、一九六五年、一五三一—八二頁。

- (30) Vgl.BGBI.1956 TeilNr.31,S.586=「外国の立法（戦後補償）」一〇一一一〇四頁。
- (31) 広渡、前掲論文、一八九頁参照。
- (32) 注（5）のウェブサイトを参照。
- (33) 広渡、前掲論文、一九一頁以下参照。
- (34) オーストリア政府は、ナチスによる迫害の被害者に対する「補償」のための制度を、ユダヤ人や黒人には別個に整備³³する。オーストリアの補償制度について詳しく述べは、以下を参照。Vgl. Forum Politische Bildung; Wieder gut machen? Enteignung, Zwangsarbeit, Entschädigung, Restitution. Österreich 1938–1945/1945–1999,1999 Innsbruck/Wien.
- (35) いねふる苦惱給付金のたぬの政府指針は、以下に記述されている。『外国の立法（戦後補償）』一五〇—一五六頁。
- (36) BGBI.1957 Teil I Nr.59,S.1750=「外国の立法（戦後補償）」一五九—一六一頁。
- (37) 「外國の立法（戦後補償）」一六一—一六四頁³⁴
- (38) この経緯については、山田、前掲論文、三七頁参照。
- (39) 注（5）のウェブサイトを参照。
- (40) 六〇年代後半までにユダヤ人請求会議と、ドイツ企業の間で行われた「補償」をめぐる交渉³⁵と、和解に至るまでの過程については、以下で詳しく論述されている。Benjamin B. Ferencz; Less than slaves, Cambridge, 1979=「ハーバード・B. フェレンツ」『奴隸以下』住岡良明・凱風社編集部共訳、凱風社、一九九三年。
- (41) 内田雅敏「戦後補償」を著える、講談社、一九九四年、二二八—一四〇頁。
- (42) ハーバード「奴隸以下」二二一一二二二一頁参照。
- (43) Cf. Deutscher Bundestag Drucksache 10/4996, Unterrichtung durch das Europäische Parlament; Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaft, Nr.C 3617.2.1986,S.129 f.
- (44) ハーバード補償³⁶以下を参照。Cf. Feldmühle Nobel leistet Entschädigung, in: Frankfurter Allgemeine Zeitung, 9. 1.1986.
- (45) ダイムラー＝メルセデスにおける強制労働³⁷やこれに対する補償³⁸以下に研究書がある。Cf. Zeitschrift für Unternehmergeschichte Beiheft 78=Zwangsarbeit bei Daimler-Benz, hrsg. v. Hans Pohl, Stuttgart, 1994, bes. S. 443–481.
- (46) 注（26）を参照。
- (47) Vgl. Archiv des Völkerrechts Bd 11, S. 239 ff. =「外國の立法（戦後補償）」一八〇—一八七頁³⁹

(48) Vgl. Entscheidung des Landgerichts Braunschweig im Fall Diamant gegen Büßing vom 20. 6. 1965, Aktenzeichen 13.C.¹⁾ エンツcheidung デス ラントゲリッヒト ブラウンシュヴァイク イム フォル ディアマント ジェゲン ブュッsing ヴォム 20. 6. 1965, アクテンゼッヘン 13.C.¹⁾

Firmen, in: Entschädigung für NS-Zwangsarbeite, S. 40–41.

(49) Vgl. RGBl 1956 Teil I Nr.31, S.569 = 「本国の立法（戦後補償）」、六八一六九頁。

(50) Vgl. Notenwechsel vom 16.10.1991 über die "Stiftung Deutsch-Polnische Aussöhnung" = 「本国の立法（戦後補償）」、一七
ペー一セカニズ。

(51) Vgl. Andrzej Budzyński, Opfer der Repression des Dritten Reiches in Polen – humanitäre Hilfe oder Entschädigung, in:

Entschädigung für NS-Zwangsarbeite, S. 174

(52) Vgl. ibid. S. 175–176.

(53) この訴訟に關しては、清野幾久子助教授による以下の論文と判例研究がある。清野幾久子「ドイツ戦後補償の法理。アウハルヴィックとの強制労働に対する連邦憲法裁判所決定に見る一側面」『法律論叢』（明治大学法律研究所）第七卷第五・六号、一九九八年。清野幾久子「ドイツ憲法判例研究「アウハルヴィック強制労働賠償請求」「自治研究」第七四卷第五号、一九九八年。また、広渡教授の以下の論稿等の問題について解説されている。広渡清吾「近代主義・戦後補償・法化論」『法律時報』、一九九六年十月号。

(54) Vgl. BverfGE 94, 315 ff.

(55) Ibid. 331 f.

(56) Vgl. Urteil des Landgericht Bonn vom 5. November 1997 (10 134/92), in: Entschädigung für NS-Zwangsarbeite, S. 261.

(57) Vgl. Urteil des Landgericht Bremen vom 2. Juni 1998 (10 2889/90), in: Entschädigung für NS-Zwangsarbeite, S. 290.

(58) 日本の戦後補償をめぐる法的問題について、これまで数多くの研究がなされているが、問題全体の概説的文章には以下を参照。今村嗣夫・鈴木五十嵐・高木喜孝編著「戦後補償。その思想と立法」、一九九九年、明石書店、特に、二八一六三頁、二〇八—二二三頁。

(59) 「朝日新聞」二〇〇〇年十一月七日付、二三三面参照。

(60) ドイツでの国家賠償法理の發展について、以下を参照。宇賀克也「各国の国家補償法の歴史的展開と動向—ドイツ」西村宏・幾代通・國部逸夫編『国家補償法大系—國家補償法の理論』、日本評論社、一九八七年、五五—九〇頁、特に、五八一六九頁。またボン地裁の判決でも、ドイツ民法典八三九条の規定（職務責任）を適用して、国家の補償責任が認定されている。

Vgl. Entschädigung für NS-Zwangsarbeit, S. 255.

- (61) Vgl. Günter Saathoff; Die politischen Auseinandersetzungen über die Entschädigung von NS-Zwangsarbeit im Dritten Reich im Deutschen Bundestag – politische und rechtliche Aspekte, in : Entschädigung für NS-Zwangsarbeit, S. 49–63.
- (62) 一九三八年五月の「田東会議」で反体制運動を生き残れた連合体「連合九〇」が出来た新組織。
- (63) Deutscher Bundestag – 13. Wahlperiode, Drucksache 13/8956, in : Entschädigung für Zwangsarbeit, S. 307 ff.
- (64) Koalitionsvereinbarung (Oktober 1988), 16. 章第 11 条以下を参照。http://www.spdfraktion.de/service/index/
- (65) 矢野久「強制労働連邦基金構想の挫折」『記憶・責任・未来』基金の設立：『ドイツ連邦共和国における「記憶・責任・未来」基金』、五五頁以下。
- (66) 「S 過程の概略については、前掲のボルカーランス文、一九五五年以降参照。また一九九二年に米国上院が政府に提出した「S 記録ドキュメント」と交渉するため求める決議案を探査してくる。」などについて、以下 G ウィキペディアを参照。http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=103_cong_bills&docid=f:sr162ats.txt
- (67) Vgl. Präambel der Stiftungsinitiative der deutschen Wirtschaft in der Auffassung Ende Juni 2000 : Stiftungsinitiative der deutschen Wirtschaft "Erinnerung, Verantwortung und Zukunft". Einführung von Dr. Manfred Gentz.
- (68) 矢野、前掲論文、五六頁参照。
- (69) 矢野、前掲論文、五六頁参照。
- (70) Vgl. Presse – Infos der Stiftungsinitiative der deutschen Wirtschaft vom 7.10.1999.
- (71) Vgl. Presse – Infos der Stiftungsinitiative der deutschen Wirtschaft vom 17.12.1999.
- (72) Vgl. Zwangsarbeiter – Entschädigung notfalls per Gesetz, in : http://www.spiegel.de/politik/deutschland/O_1518_100771, oo.html.
- (73) ドイツ学者グルードによれば、「強制労働への補償問題の解決モデルを提示している」が「主張」、「ハッセ・トゥルムハ」によれば「軍隊」も「主張」の一つに選択肢であるとの分析が呈示されている（統論も）、「ハッセ・トゥルムハ」が最も前提としている。Entschädigung für Zwangsarbeiter. Modelle für die Lösung einer offenen historischen Aufgabe, hrsg.v. Manfred Brüning, Daniela Langen, Klaus von Münchhausen, Marcus Werner, S. 28–30.
- (74) Abkommen zwischen der Regierung der Bundesrepublik Deutschland und der Regierung der Vereinigten Staaten von 「連邦補償法」から「補償財團」へ

Amerika über die Stiftung "Erinnerung, Verantwortung und Zukunft".」)の文書は、注(12)の「トヨタチャレンジ問題」である。

(75) Vgl. ibid.

(76) Vgl.<http://www.spiegel.de/politik/ausland/0,1518,102633,00.html>.

(77) 法律の前文では、以下のように述べられている。「ドイツ連邦議会は、」の法律及び、ドイツ・アメリカの政府間協定、それに対するアメリカ合衆国の付隨的宣言、交渉に参加した全当事者の共同宣言を通して、よりねたアメリカ合衆国におけるドイツ企業とのドイツ連邦共和国についての充分な法的安定性が与えられるように希望とする所である。」Vgl. BGBI 2000 Teil- INr. 38, S. 1263.

(78) Vgl. Rede von Bundeskanzler Gerhard Schröder zur Einbringung eines Gesetzentwurfes zur Errichtung einer Stiftung "Erinnerung, Verantwortung und Zukunft" vor dem Deutschen Bundestag in: http://www.bundesregierung.de/dokumente/Rede/ix_8107.htm

(79) 読売新聞、11000年十一月三十日付、三十九面。

(80) 広渡、「近代主義 戦後補償・法化論」、五頁。

(81) Vgl. Derrida Jacques, Force de loi, Paris, 1991=ジャック・デリダ『法の力』、堅田研一訳、法政大学出版局、一九九九年。

(82) 従軍慰安婦問題など、戦争責任・戦後補償裁判で「人道に対する罪」などの強行規範を適用する可能性については、様々な議論があるが、最近の代表的なものとしては、以下を参照。VAW-NETJAPAN 編訳『戦時・性暴力をどう裁くか』、国連マクミラン報告会議（増補新装）（1000年版）」、凱風社、11000年。